

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

紀美野町は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

和歌山県紀美野町長

公表日

令和6年4月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務			
②事務の概要	児童手当法の規則に則り、各申請の認定業務、支給要件確認業務、支給業務、児童手当情報の照会業務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①各種申請書の作成及び受付 ②支給要件確認に必要な各種情報の照会 ③児童情報、受給者情報、配偶者情報の照会 ④児童情報の照会 ⑤申請、届出等は窓口、郵送等で受領 ⑥処分通知等は郵送で通知			
③システムの名称	児童手当システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア サービス検索・電子申請機能 申請管理システム かんたん窓口システム			
2. 特定個人情報ファイル名				
児童手当受給者ファイル 児童手当児童ファイル 宛名情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	番号法別表第一の第56の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府総務省令第5号）第44条			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の第26、30、87の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府総務省令第7号）第19条、第44条 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の第74、75の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府総務省令第7号）第40条			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	紀美野町子育て推進課			
②所属長の役職名	子育て推進課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	紀美野町総務課 〒640-1192 和歌山県海草郡紀美野町動木287 電話:073-489-2430			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	紀美野町子育て推進課 〒640-1121 和歌山県海草郡紀美野町下佐々1408-4 電話073-489-9966			

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月2日	評価書名	紀美野町 児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価	児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価	事前	再実施での時点更新
令和5年5月2日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システム名称	1.児童手当システム 2.統合宛名システム 3.中間サーバー・ソフトウェア	児童手当システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア サービス検索・電子申請機能 申請管理システム かんたん窓口システム	事後	再実施での時点更新
令和5年5月2日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	1.児童手当システム 2.統合宛名システム 3.中間サーバー・ソフトウェア	児童手当受給者ファイル 児童手当児童ファイル 宛名情報ファイル	事後	再実施での時点更新
令和5年5月2日	IIしきい値判断項目 I. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	再実施での時点更新
令和5年5月2日	IIしきい値判断項目 I. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	再実施での時点更新
令和6年4月17日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	紀美野町保健福祉課	紀美野町子育て推進課	事後	再実施での時点更新
令和6年4月17日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健福祉課長	子育て推進課長	事後	再実施での時点更新
令和6年4月17日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	紀美野町保健福祉課 〒640-1121 和歌山県海草郡紀美野町下佐々1408-4 電話073-489-9960	紀美野町子育て推進課 〒640-1121 和歌山県海草郡紀美野町下佐々1408-4 電話073-489-9966	事後	再実施での時点更新
令和6年4月17日	IIしきい値判断項目 I. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	再実施での時点更新
令和6年4月17日	IIしきい値判断項目 I. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	再実施での時点更新